

令和 7 年 度

岐阜市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

岐 阜 市 監 査 委 員

(令和 8 年 8 月)

岐阜市監第200号

令和8年8月13日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市監査委員 中 本 一 美

同 御子柴 慎

同 大 野 一 生

同 浅 野 雅 樹

令和7年度岐阜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和7年度岐阜市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

「令和 7 年度岐阜市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

令和 7 年度岐阜市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかという観点から審査を行った。

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 22 日から令和 8 年 8 月 12 日まで

4 審査の実施内容

「岐阜市監査基準」（令和 2 年 3 月 30 日決定）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び内部統制評価報告書審査実施要領（令和 4 年 6 月 22 日決裁）に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料を確認するとともに、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかの審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、審査の過程において、市長が運用上の不備 70 件（リスクの種類を単位として集計した件数）を把握し、このうち、水防団員及び消防団員の報酬に係る 2 事案について、4 件の運用上の重大な不備として評価していることを確認した。

＜報告書に記載された運用上の重大な不備＞

- ①水防団員に支給した報酬に係る源泉徴収票等の記載誤り及び源泉徴収額の計算誤り（危機管理部）
- ②消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収票等の記載誤り及び源泉徴収額の計算誤り（消防本部）

5 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。